

(第十三部)

第五回 参議院運輸委員會會議錄 第二十二号

昭和二十四年五月十七日(火曜)日午
前十時四十六分開会

本日の会議に付した事件

○海上運送法案(内閣送付)

○委員長(板谷順助君) 只今より運輸委員會を開会いたします。海上運送法案が予備審査で付託になりましたので、政府より提案理由の説明を願います。
○國務大臣(大屋晋三君) 海上運送法案について御説明申し上げます。

從來海上運送並びに海上運送事業につきましても、それが我國の産業經濟上又は國民生活上しめる重要な地位にも拘わらず、統一的な基本法規が存在せず、断片的臨時法規の運用乃至は實際上の行政指導に依存して來た実情であります。併し乍ら現在においてすべての行政は、法律の根拠の上に行はなければならず、この趣旨から見て、海上運送並びに海上運送事業を規律する統一的な基本法規を制定する必要があるものと見て、この必要に應ずるものであります。その構想は、次のとおりであります。

海上運送事業は、元來その國際間に事業活動が跨る性質からして、事業者の創意と工夫により自由に行はれるべき性質をもつておりますので、本法案も原則として、その自由な事業活動を發展助長するため必要な、届出制その他事業の現業把握に關して規定するに止まるのであります。定期航路事業につきましても、それが陸上における

る道路乃至は鉄軌道バス事業と同様に、國民生活に直接重大な關係があり、従つてそれが持つてゐる社会公共性の面を重視して、事業の免許制その他特別の監督規定を設けると共に、他方社会公共上必要がある場合は、航路補助金を与えて事業に財政的援助を与える途を開いております。

次にこの法律案は、海運業者相互が國內的又は國際的に締結します運賃同盟その他の協定が、國際海運の慣行であり、最も反カタル立法の進歩した米國においても、それについては獨占禁止法が適用除外されてゐるのに、我國の現在の獨占法及び事業者団体法の下におきましては、かかる協定は一切禁止されておられ、かくて我國海運の健全な發展を望みえぬ実情にありまして、右の絕對禁止を緩和致しまして、極端に獨占となり又は不正な競争方法がとられる場合を除きましては、協定の存在を認める規定を設けております。

第三にこの法律案は、恒久法であることを建前としておりますが、さしあたりの經濟情勢に対応して、重要物資を指定してその運送を命ずる航海命令の規定を設けております。これは、明かに臨時的統制的規定でありますので、その有効期間を二年と限定しますと共にこの命令は、予算で成立する損失補償の額の範圍内で発しうるものになつております。

第四に檢査、鑑定、検査人につきましても、それが貨物の海上運送上占める

る公共的地位に鑑み、これに職業として従事する場合は、登録制として、一定の資格者を排除し、その質の向上を目途としております。

最後に以上述べました場合を通じて、運輸大臣が法律に基く権限を行使します場合には、原則として運輸審議會に諮り、その意見をきかなければならず、運輸審議會は亦その意見を決定しようとする場合は、原則として公聴会を開いて利害關係人の申立をきかねばならぬことになつております。同時に、運輸審議會にその性質上國のことが適當でない事項は、運輸大臣が直接當事者を出頭せしめてその言ひ分を聽聞しなければならぬこととし、從來ともしれば発生し得る官廳の獨断專行を防止するに充分な規定がなされております。尙臨時制定され向存続してゐます臨時船舶管理法は、別途御審議を願つております造船法案及び本法案が成立すれば、不要となりますので本法案の成立と同時にこれを廃止致します。本法案の要旨は、以上申し述べたとおりでございます。会期切迫の折からであります。何とぞ御審議の上早急に御可決あらんことを切望致します。

○委員長(板谷順助君) それでは速記を止めて……。

午前十一時五十六分速記中止

午後零時四十分速記開始
○委員長(板谷順助君) 速記を始め……。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時五十分散会
出席者は左の通り。

委員長 板谷 順助君

理事 小泉 秀吉君
小野 哲君

委員 大隅 憲二君
前之園 喜一郎君
飯田 精太郎君
結城 安次君
鈴木 清一君

國務大臣 運輸大臣 大屋 晋三君

政府委員 運輸事務官 秋山 龍君
(海運總局長官) 岡田 修一君
運輸事務官 山口 傳君
(海運總局船員局長) 山口 傳君

五月十六日本委員會に左の事件を付託された。
一、船舶運送の船員の給与基準の設定及び船舶運送の役員に對する特別手当の支給に關する法律案(予備審査のための付託は五月十三日)

五月十六日予備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。
海上運送法案
海上運送法案

(三四六)

海上運送法

目次

第一章 總則(第一條・第二條)

第二章 船舶運送事業(第三條—第二十七條)

第三章 船舶貨運業、海上運送取扱業、海運仲立業、海運代理店業、檢査業、鑑定業及び檢査業(第二十八條—第三十四條)

第四章 海上運送事業に使用する船舶の規格及び船級(第三十五條—第三十六條)

第五章 雜則(第三十七條—第四十條)

第六章 罰則(第四十一條—第四十五條)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、海上運送の秩序を維持し、海上運送事業の健全な發展を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「海上運送事業」とは、船舶運送事業、船舶貨運業、海上運送取扱業、海運仲立業、海運代理店業、檢査業、鑑定業及び檢査業をいう。

2 この法律において「船舶運送事業」とは、海上において船舶により人又は物の運送をする事業で、港灣運送事業(海上運送に附随して貨物の船積又は陸揚のためはしけ

又は引船により貨物の運搬をする事業をいう。以外のものをいい、これを定期航路事業と不定期航路事業とに分ける。

3 この法律において「定期航路事業」とは、一定の航路に旅客船（十人以上の旅客定員を有する船舶をいう。）を就航させて一定の日程表と貨率表とに従つて運送する旨を公示して行ふ船舶運送事業をいい、「不定期航路事業」とは、その他の船舶運送事業をいう。

4 この法律において「船舶貸渡業」とは、船舶の貸渡（期間、より船を含む。以下同じ。）又は運航の委託をする事業をいう。

5 この法律において「海上運送取扱業」とは、自己の名をもつて海上における船舶による物品の運送（以下「物品海上運送」という。）の取次をする事業をいう。

6 この法律において「海運仲立業」とは、物品海上運送又は船舶の貸渡、買若しくは運航の委託の媒介をする事業をいう。

7 この法律において「海運代理店業」とは、船舶運送事業又は船舶貸渡業を営む者のために通常その事業に属する取引の代理をする事業をいう。

8 この法律において「検査」とは、船舶貨物の積込又は陸揚を行うに際し、その貨物の箇数の計算又は受渡の証明をすることをいい、「検査数」とは、検査をする事業をいい、「検査人」とは、職業として検査に従事する者をいう。

9 この法律において「鑑定」とは、船舶貨物の積込に関する証明、調査及び鑑定をすることをいい、「鑑定人」とは、鑑定をする事業をいい、「鑑定人」とは、職業として鑑定に従事する者をいう。

10 この法律において「検査」とは、船舶貨物の積込又は陸揚を行うに際し、その貨物の容積又は重量の計算又は証明をすることをいい、「検査数」とは、検査をする事業をいい、「検査人」とは、職業として検査に従事する者をいう。

第二章 船舶運送事業（事業の免許）

第三條 定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、運輸大臣の免許を受けなければならない。

2 前項の免許を受けようとする者は、省令の定める手続により、事業計画を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

3 第一項の免許には、條件を附することが出来る。

（免許基準）

第四條 運輸大臣は、定期航路事業を永続的に確保するために、前條の免許の申請が左に掲げる基準（第二十條の規定により補助金を受けることができる）な定期航路事業について、第二号及び第五号を除く。）に適合するときは、これを免許しなければならない。

一 当該事業が免許されることによつて、当該航路における全供給輸送力が全輸送需要に對し著しく供給過剰にならないこと。

二 当該事業が供給する単位輸送力が当該航路における平均輸送需要量に對し著しく均衡を失しないものであること。

三 当該事業に使用する船舶及びけい、留施設その他の輸送施設が当該航路における輸送需要の性質及び当該航路の自然的性質に適合したものであること。

四 当該事業が利用者の利便に適合する運輸計画を有すること。

五 当該事業の経理の基礎が確実性を有すること。

六 当該事業を営む者の責任の範囲が明確であるような経営形態であること。

七 当該事業を営もうとする者が左に掲げる事由に該当しないこと。

イ 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないこと。

ロ 定期航路事業の免許の取消を受は、その取消の日から二年を経過しないこと。

ハ 当該事業を営もうとする者が法人である場合において、その法人の役員がイ又はロに掲げる事由に該当すること。

（免許の決定）

第五條 運輸大臣は、第三條の免許の申請が、前條の基準に適合しているかどうかを決定しようとするときは、運輸審議会にはかり、その意見を聞かなければならない。（公聴會）

第六條 運輸審議会は、前條の規定により附議された事項について決定をしようとするときは、あらかじめ期日及び場所を公示して、公聴會を開き、申請者及び利害關係

人の意見を聞かなければならない。

（運航開始の義務）

第七條 定期航路事業の免許を受けた者は、運輸大臣の指定する期間内に当該事業計画に基づき運航を開始しなければならない。

2 天災その他やむを得ない事由により、前項の期間内に運航を開始することができないときは、運輸大臣は、申請によりその期間を延長することができる。

（運賃及び料金の認可）

第八條 定期航路事業を営む者（以下「定期航路事業者」という。）は、旅客及び手荷物の運賃及び料金については、省令の定める手続により、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、運輸審議会にはからなければならない。

（運送約款の認可）

第九條 定期航路事業者は、省令の定める手続により、運送約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

2 運送約款においては、旅客及び手荷物の運賃及び料金その他の運送条件並びに運送に関する事業者の責任に関する事項を定めなければならない。

（運賃及び料金の公示）

第十條 定期航路事業者は、省令の定める方法により、第八條第一項の運賃及び料金並びに前條の運送約款を公示しなければならない。

（運送計画の変更）

第十一條 定期航路事業者がその運輸計画を變更しようとするときは、省令の定める手続により、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（運送の引受義務）

第十二條 定期航路事業者は、左の場合を除いて、旅客及び手荷物の運送を拒絶してはならない。

一 当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反すると

き。

二 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があると

き。

三 当該運送が第九條の規定により認可を受けた運送約款に適合しないとき。

（運送の順序等）

第十三條 定期航路事業者は、旅客及び手荷物を運送の申込の順序により運送しなければならない。但し、第二十六條の規定による運輸大臣の命令があるときその他正當な事由があるときは、この限りでない。

2 定期航路事業者は、旅客及び手荷物の運送をする場合において、特定の利用者に對し、不当な差別的取扱をしてはならない。

（事業計画に定める運航の確保）

第十四條 定期航路事業者は、天災その他やむを得ない事由のある場合の外、事業計画に定める運航を怠つてはならない。

2 運輸大臣は、定期航路事業者が前項の規定に違反すると認めるときは、当該定期航路事業者に對

し、事業計画に従い運航すべきことを命ずることができる。

3 運輸大臣は、前項の命令をしうとするときは、当該定期航路事業者に対し、あらかじめ期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならぬ。当該定期航路事業者は、聴聞の場所において、意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

(事業の休廃止の許可)

第十五條 定期航路事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、省令の定める手続により、運輸大臣の許可を受けなければならない。

(事業の停止及び免許の取消)

第十六條 運輸大臣は、定期航路事業者が左の各号の一に該当するときは、当該事業の停止を命じ、又は免許を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基く命令若しくは処分違反したとき。

二 資産状態が不良となり、又は事業設備が不十分となつたため事業の経営が著しく困難になつたと認められるとき。

2 運輸大臣は、前項の処分をしうとするときは、運輸審議会に諮り、その意見を聞かなければならない。

3 第六條の規定は、前項の規定により附議された事項について運輸審議会が決定しようとする場合に準用する。

(免許の失効)

第十七條 定期航路事業の免許は、第七條第一項の規定により運輸大

臣の指定する期間内又は同條第二項の規定に基き延長された期間内に事業を開始しないときは、その効力を失う。

(事業の譲渡及び譲受の認可等)

第十八條 定期航路事業の譲渡及び譲受は、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 定期航路事業を譲受する会社の合併及び解散は、運輸大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項の規定により認可を受けて定期航路事業を譲り受けた者又は前項の規定により認可を受けて定期航路事業を譲受する会社が他の会社と合併した場合における合併後存続する会社若しくは合併により設立された会社は、免許に基く権利義務を承継する。

4 定期航路事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行つていた定期航路事業を引き継ぎ営もうとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

5 相続人は、前項の規定により被相続人の死亡後六十日以内に認可の申請をした場合においては、その認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受けるまでは、第三條第一項の規定にかかわらず定期航路事業を営むことができる。

6 運輸大臣は、第一項、第二項又は第四項の認可をしうとするときは、運輸審議会に諮り、その意見を聞かなければならない。

意見を聞かなければならない。

7 第六條の規定は、前項の規定により附議された事項について運輸審議会が決定しようとする場合に準用する。

(サービスの改善に關する命令)

第十九條 運輸大臣は、定期航路事業者の事業について利用者の利便を阻害している事実があると認めるときは、運輸審議会に諮り、当該定期航路事業者に対し、左の各号に掲げる事項を命ずることができる。

一 旅客及び手荷物の運賃及び料金その他の運送条件又は運送約款を変更すること。

二 運輸計画を変更すること。

2 第六條の規定は、前項の規定により附議された事項について運輸審議会が決定しようとする場合に準用する。

(補助金の交付)

第二十條 政府は、定期航路事業であつて当該航路の性質上経営が困難なものに対し、郵便物の運送等公益上必要な最少限度の運送を確保するため、毎年予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の規定により補助金を受けている者の帳簿の整理及び保存その他の会計の処理に關して必要な事項は、省令で定める。

(報告の徴収)

第二十一條 運輸大臣は、必要があると認めるときは、定期航路事業者に対し、省令の定める様式により、その業務に關し報告を求めることができる。

2 定期航路事業者は、前項の報告

を求められたときは、眞実且つ正確な報告をしなければならない。

(立入検査)

第二十二條 運輸大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、その職員に定期航路事業に使用する船舶、事業場その他の場所に臨んで、帳簿書類その他の物件に關し検査をさせ又は質問をさせることができる。

2 当該職員は、前項の規定により検査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、定期航路事業者その他の関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(不定期航路事業の届出)

第二十三條 不定期航路事業を営む者は、省令の定める手続により、その事業の開始の日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

第二十四條 不定期航路事業を営む者が、その事業を廃止したときは、省令の定める手続により、その事業を廃止した日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

(準用規定)

第二十五條 第二十一條の規定は、不定期航路事業に準用する。

(航海命令)

第二十六條 運輸大臣は、当該航海が災害の救助その他公共の安全の維持のために必要であり、且つ、自発的に当該航海を行う者がいない場合又は著しく不足する場合に限る、船舶運航事業者を営む者（以下「船舶運航事業者」という。）に対し

し航路、船舶又は運送すべき人若しくは物を指定して航海を命ずることができる。政令で定める重要物資の運送を確保するため必要であり、且つ、自発的に当該航海を行う者がいない場合又は著しく不足する場合についても同様である。

2 前項の規定による命令で次條の規定による損失の補償を伴うものは、これによつて必要となる補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内でこれをしなければならない。

3 運輸大臣は、第一項の命令をしうとするときは、緊急やむを得ない場合を除くの外、運輸審議会に諮り、その意見を聞かなければならない。

(損失の補償)

第二十七條 前條の規定による命令により損失を受けた者に対しては、その損失を補償する。

2 前項の規定による補償の額は、当該船舶運航事業者がその航海を行つたことにより通常生ずべき損失及びその命令を受けなかつたならば通常得らるべき利益が得られなかつたことによる損失の額とする。

3 運輸大臣は、前項の補償の額を決定しようとするときは、運輸審議会に諮り、その意見を聞かなければならない。

4 前三項に定めるものの外、損失の補償に關し必要な事項は、省令で定める。

(私的独占禁止法及び事業者団体法の適用除外)

第二十八條 船舶運航事業者が他の

船舶運航事業者とする運賃及び料金その他の運送条件、航路、配船並びに積取に関する事項を内容とする協定、契約又は共同行為（以下「協定等」という。）であつて左の各号に該当する事項を内容としないものについては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）及び事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）の規定を適用しない。但し、不正な競争方法を旨とする協定又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に運賃及び料金を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

一 運賃のべもどし（荷主が一定期間内においてその荷物の全部又は一部の運送をもつばら当該協定等に参加している船舶運航事業者に参加することを約束し、且つ、これを実行することを條件として右期間経過後当該荷主に對し、当該期間内に受け取つた運賃その他の料金の一部を返還することをいう。）により荷主を拘束すること。

二 競争抑圧（当該協定等に参加している船舶運航事業者が競争を抑圧し、又は制限することを目的として当該協定等に参加していない船舶運航事業者の船舶を特定航路から排除するため当該航路に使用する船舶を用いる。）を使用すること。

三 荷主が当該協定等に参加していない船舶運航事業者による荷物の運送をさせたことを理由と

して、当該荷主に對し、その荷物の運送を拒絶し、制限し、その他の差別的取扱をすること。（運送に関する協定の届出）

第二十九條 船舶運航事業者は、前條の協定等をしてよとするときは、あらかじめ運輸大臣に届け出なければならぬ。協定等を變更しようとする場合も同様である。（禁止行為）

第三十條 船舶運航事業者は、左の各号に掲げる事項をしてはならない。

一 荷物の量の多寡によつて、荷主と締結する契約につき不正又は不当に差別的な取扱をし、又は荷物の積付の場所その他の施設、通常の條件における荷物の積込若しくは陸揚若しくは積荷賠償の請求の調整及び解決について荷主に對して不正又は不当に差別的な取扱をすること。

二 特定の人、地域又は運送の方法に對して、不当に優先的な取扱をし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱をし、若しくは不利を与えること。

三 船舶運航事業者が加入を申し出た場合において他の加盟者と同等の條件で加入することを認めず、又は荷主若しくは港によつて、若しくは日本の輸出業者に對して外國の競争者に比べ不当に差別的な運賃及び料金を設定し、その他不当な運賃及び料金を設定しようとする明示又は默示の貨客の運送に関する結合、協定又は申し合わせに参加

すること。

（公正取引委員会の権限）

第三十一條 この法律の規定に基づく運輸大臣の処分は、協定等が第二十八條各号若しくは前條各号に該当するかどうかについての公正取引委員会の認定を拘束し、又は公正取引委員会が当該協定等について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反の疑があるという理由に基いて審判開始決定書を交付し、その他同法に基く権限を行使することを妨げるものと解釈してはならない。

（現に存する協定等）

第三十二條 この法律の規定は、この法律施行の日に現に存する協定等に適用する。

第三章 船舶貨運業、海上運送取扱業、海運仲立業、海運代理店業、檢数業、鑑定業及び檢量業

（準用規定）

第三十三條 第二十一條、第二十三條及び第二十四條の規定は、船舶貨運業、海上運送取扱業、海運仲立業、海運代理店業、檢数業、鑑定業、鑑定業及び檢量業に準用する。

（氏名の明示）

第三十四條 檢数業、鑑定業又は檢量業を営む者は、檢数、鑑定又は檢量（以下「檢数等」という。）の依頼を受けた場合には、当該檢数等に従事する者の氏名を依頼者及び関係人に告げなければならない。

（登録）

第三十五條 檢数人、鑑定人又は檢量人（以下「檢数人等」という。）

にならうとする者は、その者の住所を管轄する海運局の檢数人登録簿、鑑定人登録簿又は檢量人登録簿に、省令の定める手続により、登録を受けなければならない。

（欠格事由）

第三十六條 左の各号の一に該当する者は、檢数人等になることができない。

一 禁治産者又は準禁治産者

二 一年以上の懲役又は禁錮の刑に處せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

三 第三十九條第二項の規定により登録のまつ消を受けた日から一年を経過しない者

（登録のまつ消）

第三十七條 海運局長は、檢数人等が左の各号の一に該当する場合には、その登録をまつ消しなければならない。

一 業務を廃止したとき。

二 死亡したとき。

三 前條各号の一に該当するに至つたとき。

（登録料の納付）

第三十八條 檢数人等の登録を受けようとする者は、登録料として千円を納めなければならない。

（禁止行為）

第三十九條 檢数人等は、船積貨物について左の各号に該当する行為をしてはならない。

一 箇数の不正な計算又は受渡の虚偽の証明

二 積付に関する虚偽の証明又は鑑定

三 容積又は重量の不正な計算

四

2 海運局長は、檢数人等が前項の規定に違反したときは、一年以内の期間を限り当該檢数人等の業務を停止し、又はその登録をまつ消することができる。

3 海運局長は、前項に規定する処分をしようとするときは、当該檢数人等に對し、あらかじめ期日及び場所を指定して、聽聞をしなければならない。当該檢数人等に、聽聞の場所において、意見を述べ、及び証拠を提出することができ。

第四章 海上運送事業に使用する船舶の規格及び船級

（船舶の規格）

第四十條 運輸大臣は、海上運送事業に使用する鋼製船舶についてその規格を定め、これを公示し、当該規格により船舶を建造することを奨励することができる。

（船級）

第四十一條 運輸大臣は、海上運送事業の健全な発達を図るため必要があると認めるときは、船舶の建造を注文しようとする者に對し、日本又は外國の船級協会の定める船級の登録を受けることのできる船舶を建造することを勧告することができる。

第五章 雜則

（國、日本國有鐵道又は船舶運賃會に関する規定）

第四十二條 この法律の規定は、國、日本國有鐵道又は船舶運賃會が海上運送事業を営む場合には、適用しない。

2 運輸大臣が日本國有鐵道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）

第五十三條の規定により日本國有

鉄道の連絡船航路の開始の認可を
する場合において、定期航路事業
については、この法律第四條の規
定の趣旨をあわせ考慮して行わ
なければならぬ。

3 國において定期航路事業を営も
うとするときは、当該官廳は、運輸
大臣に協議しなければならない。
(五トン未満の船舶等に関する
規定)

規定)

第四十三條 この法律の規定は、左
に掲げる船舶のみをもつて営む海
上運送事業には、適用しない。

一 総トン数五トン未満の船舶
二 つかいのみをもつて運轉し、
又は主としてつかいのをもつて運
轉する舟
(湖、沼又は河川において営む
船舶運航の事業)

船舶運航の事業)

第四十四條 この法律の規定は、も
つばら湖、沼又は河川において営
む船舶運航の事業に準用する。こ
の場合において前條中「総トン数
五トン未満の船舶」とあるのは「総
トン数二十トン未満の船舶」と読
み替へるものとする。

(訴訟)

第四十五條 この法律に基いてした
行政官廳の処分不服がある者は、
訴訟をすることが出来る。

第六章 罰則

第四十六條 第二十六條第一項の規
定による命令に従わない者は、六
箇月以下の懲役又は十万円以下の
罰金に処する。

第四十七條 第三條第一項の規定に
よる免許を受けないで定期航路事
業を営んだ者は、三十万円以下の

罰金に処する。

第四十八條 左の各号の一に該当す
る者は、三万円以下の罰金に処す
る。

一 第八條第一項、第九條第一項、
第十一條又は第十五條の規定に
より認可又は許可を受けなければ
ならない事項を受けないでし
た者

二 第十條、第十二條、第十三條
又は第三十四條の規定に違反し
た者

三 第三十五條の規定による登録
を受けないで職業として検査等
に従事した者

四 第二十二條第一項の規定によ
る検査を拒み、妨げ、若しくは
忌避し、又は質問に対し陳述を
せず、若しくは虚偽の陳述をし
た者

五 第二十一條(第二十五條及び
第三十三條において準用する場
合を含む。)の規定による報告
をせず、又は虚偽の報告をした
者

六 第二十九條の規定により届出
をしなければならぬ事項をし
ないでした者

第四十九條 第二十三條又は第二十
四條(第三十三條においてこれら
の規定を準用する場合を含む。)
の規定による届出をせず、又は虚
偽の届出をした者は、一万円以下
の過料に処する。

第五十條 法人の代表者又は法人若
しくは人の代理人、使用人その他
の従業者がその法人又は人の業務
に関し、第四十六條から第四十八
條までの違反行為をしたときは、

行爲者を罰する外、その法人又は
人に對し、各本條の罰金刑を科す
る。

附則

(施行期日)

1 この法律施行の期日は、公布の
日から九十日をこえない期間内に
おいて、政令で定める。

(有効期間の特例)

2 この法律第二十六條第一項後段
の規定は、この法律施行の日から
二年を経過した日にその効力を失
ふ。

(他の法律の改廃)

3 臨時船舶管理法(昭和十二年法
律第九十三号)は、廃止する。

4 事業者団体法の一部を次のよう
に改正する。

第七條第二号の次に次の一号を加
える。

二の二 海上運送法(昭和二十四
年法律第 号)第二十八條

5 運輸省設置法(昭和二十四年法
律第 号)の一部を次のように
改正する。

第四條第一項第十五号の次に次の
一号を加える。

十五の二 定期航路事業を免許
し、助成し、及び定期航路事業
の業務に関し、許可し、又は認
可すること。

第四條第一項第十六号の次に次の
二号を加える。

十六の二 船舶、船舶用機関及び
船舶用品の製造及び修繕に關す
る技術の改善を助成すること。

十六の三 船舶の製造及び修繕の
用に供する施設の新設、拡張及
び移轉を許可すること。

第六條第一項第十二号の次に次の
一号を加える。

十一の二 海上運送法(昭和二十
四年法律第 号)の規定によ
り運輸審議会にはかることを要
する事項。

(経過規定)

6 この法律施行の際現に定期航路
事業を営んでいる者は、この法律
施行の日から六十日以内は、第三
條第一項の規定にかかわらず、当
該事業を引き続き営むことができ
る。その期間内に当該航路につい
て定期航路事業の免許を申請した
場合において、その申請について
認可をする旨又は認可をしない旨
の通知を受けるまでの期間につい
ても同様である。

7 運輸大臣が前項の申請を受けた
日から百日以内に、当該申請につ
いて認可をする旨又は認可をしない
旨の通知をしないときは、当該
申請は、免許されたものとする。

8 この法律施行の際現に定期航路
事業以外の海上運送事業を営んで
いる者は、省令の定める手続によ
り、この法律施行の日から六十日
以内に、運輸大臣にその旨を届け
出なければならぬ。

9 この法律施行の際現に職業とし
て検査等に従事している者は、こ
の法律施行の日から六十日以内
は、第三十五條の規定による登録
を受けて検査等に従事する者とみ
なす。

10 この法律施行前にした行爲に對
する罰則の適用については、廃止
前の臨時船舶管理法は、この法律
施行後も、なおその効力を有する。

昭和二十四年六月三日印刷

昭和二十四年六月四日發行

参議院事務局

印刷者 印刷局